(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例の検討に関わる「中間のまとめ骨子案」に対する パブリック・コメントの概要と検討委員会の考え方について

1.パブリック・コメントの実施概要

(1)意見募集期間

平成21年7月1日(水)から平成21年7月31日(金)まで

- (2) 意見募集の周知・公表方法
 - 1)パブリック・コメントの周知 区のお知らせ、区ホームページ
 - 2)公表資料の閲覧 区民情報コーナー(区役所1階)区民活動推進課(区役所5階)区ホームページ
- (3)意見提出方法 文書を郵送、ファックス、電子メールまたは持参により提出
- (4)意見募集の結果 パブリック・コメント意見者数8名(意見数22件)

2. 寄せられたご意見の概要及び意見に対する検討委員会の考え方

条例の検討プロセスについて

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
1	まず全町会長に周知徹底する必要がある。	区民懇談会や区民フォーラムの開催にあた
	町会長を対象にした説明会を早急に開催	り、区の事務局を通じ町会・自治会長宛て案
	してほしい。	内を送付し、その呼びかけを行いました。今
		後、区においても条例策定・運用等に際し、
		コミュニティ懇談会における説明など、その
		広報・周知に努めていきます。

名称や条文表現について

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
2	辞書を引いても「協治」という言葉は載っ	「協治(ガバナンス)」は今後の地域社会に
	ておらず、分かりにくい。「墨田区協治(ガ	求められる姿であり、墨田区から新しい考え
	バナンス) によるまちづくり条例 」とする	方として積極的に発信し、また区民同士も「協
	か、「墨田区区民との協働によるまちづく	治(ガバナンス)」のあり方について議論す
	り条例」などと補足してはどうか。	ることで、墨田区らしいまちづくりを進めて
		いきたいと考えています。なお、ご指摘を踏
		まえ「 墨田区における『協治(ガバナンス)』
		とは」をまず最初に記しました。またご提案
		いただいた名称案については、9ページに記
		し、議論の参考とさせていただきました。

3	「協働」という言葉も、一般の区民には理	「 墨田区における『協治(ガバナンス)』
	解しにくい。	とは」の中で、「協働」概念図などを記して
		います。なお、協働の具体的な推進にあたっ
		て、区においては「協働推進指針」を作成す
		るなど、区民にとって分かりやすい説明等を
		加えることとします。
4	骨子案を読んでも一般の区民にとっては	この条例によって墨田区の区政運営や地域社
	その具体像が浮かんでこない。	会がどのように変わるのか、新たに「 条例
5	骨子案は難解な文章で、理解しにくい。	の目指すまちの将来」を設けました。また、
		今後、区民にとって分かりやすい条文となる
		ように配慮していきます。
6	骨子案に具体的な条例が見当たらないの	今回、検討委員会では、条例に盛り込むべき
	は何故か。	項目と内容に関することについての諮問を受
		けており、検討委員会の答申を受け、区とし
		て、条例案を作成することになっています。

協治(ガバナンス)の基本理念

No	区民の意見・提案趣旨	意見·提案に対する検討委員会の考え方
7	協治を推進するためには、区民活動・地域	墨田区全体において、よりよい地域社会が
	活動・町会活動の活発な展開が重要だとす	構築するために、協治(ガバナンス)の基
	る意図が見えるが、墨田区全体の行政の協	本理念に基づいて「情報の共有」「区政へ
	治(ガバナンス)の推進を目的とし、行政	の参加」「協働」を基本原則とした区政運
	改革の推進が重要と考える。	営が必要であると考えています。
8	「協治に必要な3つの力」に「知る力」と	この条例とともに「協治ガイドブック」も
	あるが、区民側にとっても「知らせる力」	活用して「協治(ガバナンス)に必要な3
	が大切だ。	つの力」の重要性を広めていきたいと考え
		ています。なお、今回のご指摘を踏まえ、
		3ページに「協治(ガバナンス)に必要な
		3つの力」を入れ込みました。

協治(ガバナンス)の担い手が果たすべき責任と役割について

区民等

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
9	協治(ガバナンス)の理念はいいが、具体	ご意見に賛同します。区では「やさしいま
	的に行動を起こすことが難しい。「他人の	ち宣言」を始め、まちづくりや地域活動に
	幸せを願いながらも自分も幸せになる」と	関わる人材育成、情報発信や連携促進など
	いう心構えと意識がなければ、条例はただ	の施策を行っていますが、今後もこの条例
	の「ルールの箱もの」になってしまう。「す	の運用を通して、より多くの区民への普及、
	みだやさしいまちマナーブック」のような	そして実践が図られることが重要であると
	ことが自然にできることが大切である。「ル	考えます。
	ールを決めたから行いましょう」ではなく、	
	「ルールを決めないと混乱するから」だと	
	思う。区民の意識の向上がなければ住みや	
	すい「すみだ」にはならない。	
10	「区民」という実態がなくなった。区民と	
	いう責任を自負し、自覚する余裕がなくな	
	ったのではないか。この意識を育てる努力	
	がまず必要だ。条例づくりには反対しない	
	が、そのうえでの条例であると思う。	

コミュニティ

No	区民の意見・提案趣旨	意見·提案に対する検討委員会の考え方
11	協治ガイドブック及び骨子案に出てくる	「コミュニティ」とは、ご意見のとおり、
	「コミュニティ」の範囲が明確でない。こ	隣近所や町会、小学校区など、扱うテーマ、
	れを間違えて捉えると全体がくずれてしま	目的によって様々な範囲が想定されます。
	う。一般的に、小学校区程度の地域がまと	そのため、この条例では特にコミュニティ
	まりやすいと言われている。その中に町会、	の範囲を限定することはしません。なお、
	商店会、各種団体、PTA、NPO法人な	ご指摘を踏まえ、国民生活審議会企画部会
	ど全てが参加した共同空間がコミュニティ	による「コミュニティ再興の必要性とその
	と言われている。	動き」を19ページに加えました。
12	住民活動、祭礼、スポーツ、環境、教育、	コミュニティの活動とは、区民の自由な意
	地域文化、医療、福祉などなどの多方面か	思に基づく活動であり、条例で定めるもの
	らコミュニティづくりを考えなければなら	ではないと考えています。この条例では、
	ない。コミュニティづくりの条例ができれ	コミュニティの活動を支援する区の役割を
	ば自然に協治(ガバナンス)が育つと思わ	定め、ご趣旨のとおり、コミュニティから
	れる。	協治(ガバナンス)が育つことを期待して
		います。

13 N P O に期待が高まっているようだが、町会に代わる力を持つまでには成長していない。 2 1世紀の町会づくりを考えることが必要だ。

町会・自治会の活力は協治(ガバナンス)の大きな力となります。また、一方で町会・自治会以外にもNPOなど様々な公益活動を行う団体が増えています。今後のまちづくりにおいては、町会・自治会とNPOなどその他の団体との連携を図ることが重要であると考えます。

区議会及び区長その他の執行機関

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
14	政策に対するチェックポイントには3つあ	「5.協治(ガバナンス)の理念に基づくま
	り、1つめは区長の意思決定時、2つめは	ちづくりの推進の仕組み(1)情報の共有」
	議会の審議時、3つめは事業の執行時であ	において「政策形成過程の透明化」として情
	る。各段階における判断は、区民に分りや	報提供の内容や時期を明らかにしています。
	すく説明する必要がある。それぞれのチェ	なお、区では、現在、行政評価システム構築
	ックポイントにおいて、効率性、透明性、	に際し、外部評価委員会の立ち上げ、よりよ
	住民説明責任機能の向上のために、住民組	い行政評価のあり方について検討中です。
	織から選抜された専門集団(プロ集団)を	
	活用するなど、現在のシステム強化か新し	
	いシステムが必要だ。	
15	協治を実施するのは行政であり区民ではな	「4.協治(ガバナンス)の担い手が果たす
	いので、行政の意識改革が必要だ。	べき責任と役割(2)区議会及び区長その他
16	「お役所仕事」が横行している。自らが間	の執行機関」において、協治(ガバナンス)
	違っていればミスを認めるなど、区職員の	を推進するための「区職員の責務」を明らか
	意識改革が重要だ。	にする中、その意識改革の重要性などをその
17	縦割り行政の改善が必要である。	考え方と併せ、特に記しています。

協治(ガバナンス)の理念に基づくまちづくりの推進の仕組み

参加

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
18	「新タワー観光推進のための協治部会」「区	26ページに区民等の参加機会を保障すべ
	民活動推進のための協治部会」など、協治	き「参加の対象」について掲げました。
	活動はどの部署でも可能な簡単な行政形態	
	であると考える。	
19	「区は、区民が行政に参加する権利を保障	ご意見の通り、区政運営については、最終的
	しなければなりません。」とあるが、区民	な決定権は区(区議会及び区長)が持つもの
	は行政に提案・提言はできるが決定権は持	といえます。しかし、区民等の身近な生活に
	たないことを明確にすべき。	関わる課題等については、区民同士が合意形
		成を図ってまちづくりを行う取組みが大切
		だと考えています。

その他

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
20	資料のフローチャートについて、行政と住	ご指摘を踏まえ「 条例の目指すまちの将
	民が地域の問題解決に向けて協力し合いま	来」に記すフローチャートの作成にあたり、
	しょうということは理解できるが、理解す	「条例に基づく区政運営」に関する事項と
	るのに時間がかかる。	「条例の目指すまちの将来(地域社会)」を
		区分しました。
21	現在のマンション建設は、区の許可が取れ	日常の区民生活に関するご意見であり、区関
	れば、ほとんど住民との話し合いは形だけ	係部課に情報提供していきます。(なお、区
	である。許可を出す前に意見交換を行えな	では、昨年、マンション建設に関し、良好な
	いか。ワンルームマンションなどは特に地	近隣関係の形成を図ること等を目的に「墨田
	域とのコミュニケーションがなく、ゴミ収	区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及
	集等の地域のルールの連絡ができていな	び管理に関する条例」を制定しています。ま
	l1 _o	た、資源ゴミの帰属等に関しては「墨田区廃
22	資源ゴミを区の収集車が回収に来る前に別	棄物の減量及び処理に関する条例」を制定し
	業者が回収してしまっている。	ています。)